

内閣参質第四号

昭和二十六年十一月十六日

内閣總理大臣 吉 田 茂

參議院議長 佐藤尙武殿

参議院議員青山正一君提出行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問に対する答弁書

(一) 司政官等として徴用された者が、その際、退職手当の支給を全く受けることなく、終戦後引き続い  
て再就職した場合においては、現行国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十  
五年法律第二百四十二号）第七條第三項第一号の規定により、司政官等としての在職期間は除算されるが、  
その前後の在職期間は通算されることになつてゐる。又、司政官等として徴用された者が、その際、退  
職手当の支給を受けた場合においては、同じく司政官等としての在職期間が除算されるほか、同法第七  
條第三項第一号の規定により、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間もまた除算される。但し、  
これは、その受けた手当が、退職手当又はこれに相当するものであつた場合において除算されるのであ  
つて、その受けた手当が退職手当又はこれに相当するものでなかつた場合においては勿論除算されな  
い。従つて、その受けた手当が現在からみればごく少額であつても、それまでの在職期間に対する退職  
手当相当のものであつた場合においては、それまでの在職期間が除算されることになるのはやむを得な  
いところである。

(二) 司政官等の在職年限について恩給法上除算されることになつてゐるのは、連合国最高司令官の覚書  
に基くものであるが、今後再検討いたしたいと考えてゐる。